

和歌山県自治会館のご利用について

和歌山県自治会館
(TEL073-432-1795)

○会議室

1. 当日は、5階事務所で使用する会議室のカギを受け取ってから入室して下さい。
(清掃等でカギが開いてる場合も会議室を使用する際には必ず連絡願います。)
2. 利用時間を厳守して下さい。
3. 会館内への危険物の持ち込みはご遠慮下さい。
4. 会議室やローカ等の壁に張り紙をする場合は事務所の許可を得て下さい。
5. 使用される会議室は定員に限りがあります。机、イスの追加がある場合は事前に事務所へご相談下さい。
6. 会議室内の机やイス等の配置変更は利用者で行い、使用後は原状に戻して下さい。
7. 会議室内の備品、附属設備は丁重に扱って下さい。
8. 会議室内に設備等を持ち込む場合は事務所の許可を得て下さい。
9. 多量のゴミ等の廃棄物は持ち帰って下さい。
10. 給湯室の使用については事前に事務所まで申し出ていただき、指示に従って下さい。
11. 会議終了後は施錠の上、カギを5階事務所まで返却して下さい。

○喫煙

1. 令和2年4月1日より館内(喫茶店を含む屋内)全面禁煙となっています。

○飲食

1. 主催者様による外部からの持ち込みはご遠慮下さい。
2. 会議等に要するお弁当・飲み物は、当館1階のレストラン「フルール」へ出来れば前日までに直接ご注文下さい。ペットボトル(県産品の水、お茶 紙コップ付き)もあります。
【TEL423-8300 営業時間AM10:00～PM3:00】

○駐車場

1. 館内駐車場には21台駐車出来ます。(無料)
2. 番号1～21番に駐車して下さい。
3. 番号5～21番は前進駐車して下さい。
4. 満車の場合は近隣の有料駐車場をお願いします。
5. 出庫の際は駐車場カードが必要ですが、会議で来られた場合は対応が異なることもありますので、入室時カギをお渡しする際にお伝えさせていただきます。

○キャンセル料

会議室を使用する日の4日前から前日までにキャンセルをされる場合は、使用料の2分の1に相当する額、当日は全額を請求させていただきます。

※次の項目のいずれかに該当する場合は、使用許可を出来ないまたは取り消す場合があります。

1. 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあるとき
2. 会館を毀損するおそれがあるとき
3. 虚偽その他の不正の手段によって使用許可を受けていたとき
4. 会館の使用に関する規定等に違反したとき
5. 災害、事故その他特別の事情により会館の使用が出来なくなったとき
6. その他使用させることが、会館の管理上支障をきたすおそれがあるとき